

指 標	説 明 / 早期健全化基準・財政再生基準・経営健全化基準
実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率 ＊ 福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標 ・ 早期健全化基準：市町村は標準財政規模に依り11.25～15% ・ 財政再生基準：市町村は20%
連結実質赤字比率	公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率 ＊ すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標 ・ 早期健全化基準：市町村は標準財政規模に依り16.25～20% ・ 財政再生基準：市町村は30%
実質公債費比率 (3か年平均)	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率 ＊ 借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標 ・ 早期健全化基準：25% ・ 財政再生基準：35% (参考) 地方債協議制度の下で、18%以上の団体は、地方債の発行に際し総務大臣又は都道府県知事の許可が必要となる。
将来負担比率	地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率 ＊ 地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標 ・ 早期健全化基準：市町村は350%
資金不足比率	公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率 ＊ 公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標 ・ 経営健全化基準：20%